

税のお知らせ

12月の納税等

- 固定資産税／第3期
- 国民健康保険税／第6期
- 後期高齢者医療保険料／第6期
- 保育料／12月分
- 納期限／12月25日(水)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用
ください。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。本年中に土地の現況地目が変わったり、家屋が取り壊された場合には早急に届け出をお願いします。届け出がないと、変更となっていることや取り壊されていることがわからず、翌年度以降も変更・滅失前のままで課税されることがありますので、ご注意ください。

○土地の所有者変更や分筆等

法務局にて移転登記をしてください。

○登記をしている家屋の所有者変更や取り壊し

法務局へ移転または滅失登記をしてください。

○登記をしていない家屋の所有者変更や取り壊し

◎所有者を変更した場合
「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。

■必要書類

- 未登記家屋所有者変更申請書（税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて入手できます。）
- 売買契約書または遺産分割協議書の写し
- 関係者全員の印鑑証明書の写し

◎取り壊しをした場合

「建物滅失届」を提出してください。

■必要書類

- 建物滅失届（税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて様式を入手できます。）
- 建物取り壊しの契約書の写し
- 解体業者の取り壊し証明書
- 建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

●問合せ先

総務部税務課

税の納付は期限内に

住民の皆さんに納めていただく税は、まちづくりや住民の皆さんの暮らしを支える大切な財源です。大部分の方は期限内に納付されていますが、納付いただけでない方もいらっしゃいます。納期限を過ぎても納付されない場合は、本来の税額のほかに、延滞金を納めていただくこととなります。

◎滞納の場合

何も連絡がなく滞納が続いた場合、納期限までに納税された方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行います、税に充当することになります。

- 督促状を送付
- 電話や文書にて納税を催告、税を徴収
- 財産調査を実施し、預金・給与・不動産などの財産の差し押さえを実施
- 差し押さえた不動産等の公売を行い滞納している税に充当

◎納税相談も行っています

病気や仕事の問題などによって納期までに納付が難しいという方は、納税に関する相談を随時お受けしています。お早目にご相談ください。

●問合せ先

総務部税務課

警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況 (令和元年10月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
10月	0	0	0	0	0
1~10月	3	1	0	3	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
10月	0	0	0	0	1
1~10月	0	0	2	0	5
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
10月	1	0	0	1	
1~10月	7	3	0	8	